**平成２７年（フ）第１４３号**
富山市二俣新町202番地　ハートフルマンション壱番館101号
債務者　若狭　利美
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂林加奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１４４号**
富山市二俣新町202番地　ハートフルマンション壱番館101号
債務者　若狭　美穂
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂林加奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
富山地方裁判所民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２７年（フ）第９８号**
新潟県新発田市東姫田678番地３
債務者　阿部　春美
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２７年（フ）第１６３号**
長野市若里２丁目18番26号
債務者　宮崎　達也
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第２５５号**
愛知県丹羽郡扶桑町大字山那字番所下83番地５　特別養護老人ホーム扶桑苑内
債務者　津田　隆司
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２７年（フ）第１９３０号**
大阪市平野区平野西４丁目８番31―206号
債務者　山﨑　千穂（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３９０２号**
大阪府豊中市利倉西２丁目15番40―405号
債務者　久保　智之
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３９３５号**
大阪市平野区背戸口１丁目10番６号
債務者　玉川清子こと　朴　　奇玉
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４０３７号**
大阪市港区市岡３丁目18番19号、前住所大阪市港区南市岡３丁目５番10号
債務者　碓本　有子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４１０４号**
大阪府東大阪市新池島町２丁目11番８号
債務者　山口　　光（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４１２１号**
大阪市此花区高見３丁目14番25号
債務者　山西　拓也
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４２２９号**
大阪府八尾市東山本町５丁目４番４―104号
債務者　関本　彰良（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４３０５号**
大阪府豊中市向丘１丁目６番30―101号
債務者　大場　幸子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４４３６号**
大阪府東大阪市御厨４丁目５番10号
債務者　中島　弥生（旧姓井ノ口）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４５１５号**
大阪府枚方市西牧野３丁目５番９―22号
債務者　美島りつ子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４５５８号**
大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番５―702号、前住所大阪府東大阪市横小路町１丁目２番49号
債務者　島川　一美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４５６３号**
大阪府豊中市柴原町２丁目２番15―402号
債務者　堀田喜久子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部